

広島県警察本部告示第9号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定によって、安全運転管理者等講習業務に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和6年5月9日

広島県警察本部長 則 包 卓 嗣

委 託 を 受 け た 者		委 託 し た 年 月 日 ( 委 託 期 間 )
名 称	住 所	
一般社団法人 広島県安全運転管理協議会	広島市佐伯区石内南三丁目1 - 1	令和6年4月1日 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)